緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（父母及び二男）について、原発事故当時、申立人らと長男夫婦は同居していなかったが、同区内に建築中であった二世帯住宅において平成２３年９月から同居を開始する予定であったところ、原発事故後、申立人らと長男夫婦がそれぞれ別の場所に避難するなどしたために同居ができなくなったという事情を考慮し、同月から平成２４年８月まで、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（月額３万円）の賠償が認められるなどした事例。

2146

和 解 契 約 書（全 部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人Ｘ１、同Ｘ２及び同Ｘ３（以下申立人３名を併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

１　和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

⑴　損害項目　就労不能損害（申立人Ｘ１）
　　期　　間　自　平成２３年　３月１１日　　金２，４５９，６２４円
　　至　平成２４年１２月３１日

⑵　損害項目　就労不能損害（賞与）（申立人Ｘ１）
　　期　　間　自　平成２５年　６月１０日　　金１１９，３４０円
　　至　平成２７年１２月１０日

⑶　損害項目　日常生活阻害慰謝料（申立人Ｘ１）
　　期　　間　自　平成２４年　９月　１日　　金１，３００，０００円
　　至　平成２５年　９月３０日

⑷　損害項目　日常生活阻害慰謝料（申立人Ｘ２）
　　期　　間　自　平成２４年　９月　１日　　金１，３００，０００円
　　至　平成２５年　９月３０日

⑸　損害項目　日常生活阻害慰謝料（申立人Ｘ３）
　　期　　間　自　平成２４年　９月　１日　　金１，３００，０００円
　　至　平成２５年　９月３０日

⑹　損害項目　日常生活阻害慰謝料（第五次追補第２の４指針Ⅰ）⑧家族の別離）
　　期　　間　自　平成２３年　９月　１日　　金３６０，０００円
　　至　平成２４年　８月３１日

２　和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金６８３万８９６４円の支払義務があることを認める。

３　支払方法

（省略）

４　清算条項

申立人らと被申立人は、第１項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

⑴　本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人

らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

⑵　本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

５　手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を２通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが１通、被申立人が１通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し１通を、原子力損害賠償紛争解決センターに、交付する。

令和７年２月１０日

（仲介委員　中條　高昭）